

施設整備候補地の選定基準(案)

評価の視点	評価項目	評価内容
施設利用が見込まれる立地 (利便性・アクセス)	県民利用	武道館機能を有する多目的施設としての性格から、幅広い県民が利用できるよう県内各地からのアクセスが容易であること
	生徒・学生利用	県内の生徒・学生が大会や練習で利用できるよう公共交通機関利用によるアクセスが容易であること
	県外者利用	主要な交通結節点(新幹線駅など)から徒歩圏内又は公共交通機関を利用してアクセスが容易であること
	駐車場確保	周辺の既存駐車場も含め、利用者用駐車場の確保ができること
施設整備に必要な用地の確保	敷地状況(面積)	施設整備に必要な面積が確保できること (延床面積11,000㎡～12,000㎡程度)
	敷地状況(形状)	できるだけ不整形ではなく、使いやすい形状であること
	法的制約条件	都市計画、農政関係の各種法令と整合がとれること
	用地取得可能性	用地取得の確実性が高いこと
地域の活性化	地域活性化の効果	文化、商業、宿泊施設との相乗効果により、地域の活性化が期待できること
	地域住民の理解	地域住民の方の理解が得られること